

第8回石川県個人情報保護審査会議事要旨

- 1 日時 平成18年3月23日(木) 15:30~17:00
- 2 場所 県庁行政庁舎302会議室
- 3 出席者 審査会委員 鴨野幸雄委員、合田昌英委員、橘伸子委員、眞館和溥委員
警察本部 奥野情報公開室長、箕川情報公開室課長補佐
事務局 林行政情報サービスセンター-所長、渡辺総務課参事、安田総務課長補佐、山根地方課専門員、内本総務課主任主事、

4 報告事項

(1) 個人情報保護制度の運用状況について
事務局から報告。

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況
事務局(地方課)から報告。

(主な質疑)

- ・住民基本台帳カードの利用率が悪いがどのようにPRしているのか。
(地方課) 利用する用途が少ないのが現状であり、市町において条例に基づく独自利用を検討しており、PRと併せて広めていきたい

5 諮問事項(個人情報保護審査会の意見を聴く例外事項等について)

(1) 公安委員会及び警察本部長からの諮問事項
事務局から説明。

- ① 思想、信条等に関する個人情報の取得の制限の例外事項
(個人情報保護条例改正条例第4条第3項第3号関係)

(主な質疑)

- ・一般に入手できる刊行物から個人情報を取得する場合、出典を明記するのか。
(事務局) 知事からの諮問事項の類型⑤の「出典等を明示することが望ましい。」と同様になる。
- ・人事管理を行うときに、職員の思想、信条等に関する個人情報を取得する必要がある場合とはどのようなときか。
(事務局) 知事からの諮問事項の類型⑫の「身体等に関する個人情報」に該当する類型であり、表題である「思想、信条等に関する」という文言を引用したものである。
- ・同様の内容の類型であれば、「身体等に関する個人情報」とした方がよい。
(結果) 「思想、信条等に関する」を「身体等に関する」とすることです承。

② 本人からの取得の原則の例外事項

(個人情報保護条例改正条例第4条第4項第8号関係)

(結果) 特に質疑なく、原案を了承。

③ 目的外の利用・提供の制限の例外事項

(個人情報保護条例改正条例第6条第1項第8号関係)

(主な質疑)

- ・ 審査会としては、「社会通念上許容する範囲」ということについて、慎重な配慮をお願いします。

(事務局) 答申に反映したい。

(結果) 原案を了承。

④ 電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項

(個人情報保護条例改正条例第7条第2項関係)

(結果) 特に質疑なく、原案を了承。

⑤ 個人情報取扱事務登録簿の除外事項

(個人情報保護条例改正条例第11条第2項第3号関係)

(主な質疑)

- ・ 公安委員会は、類型番号①のみであるが、それ以外の事務は諮問しないということか。

(事務局) 類型番号①以外の事務は警察本部で行う事務である。

(結果) 原案を了承。

(2) 知事からの諮問事項

事務局から説明。

① 電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項

(個人情報保護条例改正条例第7条第2項関係)

(主な質疑)

- ・ 管理を行うものが委託された公社等から指定管理者に変更になったという意味か。

(事務局) 公の施設の管理は、公的団体又は公共的団体に限られていたが、地方自治法の改正により、民間においても指定管理者として管理することができることとなったものである。

- ・ 経費の節減等についてはよいことだが、秘密の厳守という意味ではどうか。

(事務局) 指定管理者では、個人情報保護条例第10条で、「個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされており、また、事務従事者についても罰則の規定がある。なお、個人情報が5,000件以上の企業

であれば、個人情報保護法の適用になる。
(結果) 原案を了承。

(3) 個人情報保護条例改正に伴う整理事項
事務局から説明。

(主な質疑)

- ・ 目的外の利用・提供制限の「公益法人等」は、どのようなものを想定しているか。
(事務局) 厚生事業団等が行う表彰事業等を想定している。また、民間企業が社会奉仕活動を表彰するような場合に選考情報を提供することも考えられる。

なお、提供の公益性を明らかにするために、法人等ではなく公益法人等とした。

- ・ 表彰のため、公益上提供するものであれば、民間企業等と明示してもよいのではないか。

(事務局) 各県の状況を調査したが、「企業や公益法人等」、「法人等」、「官公庁以外のもの」あるいは「民間団体」などとしている。企業等が社会貢献の一環として社会奉仕活動等を推進することは時代の流れでもあり、この表彰自体に公益性があるということで提供制限の例外事項とすることとし、公益性をわかりやすく表すために「公益法人等」としたものである。

(結果) 原案を了承。

6 その他

平成18年2月28日付けで総務省から通知された「個人情報保護の円滑な推進について」を事務局から説明。

7 今後の進め方

3月31日までに答申する。(鴨野会長と事務局で調整)